

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 9 月 2 2 日

南丹市長 西 村 良 平

## 記

### 1. 協議の場を設けて区域の範囲

中口人集落（園部町）

### 2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 4 年 9 月 2 2 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### ○経営体数

法人 2 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

#### ○農地の集積面積（概ね 10 年後の計画）

区域内の農地面積 : 20.3ha

担い手への集積面積 : 8.3ha

集積率 : 40.9%

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の借り手出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

担い手の不足は明らかであり、農地の集積化を図り新規就農者の定着や法人の大規模耕作を視野に入れて地域の耕作面積を維持していく。